## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険収納業務ファイル
行政機関等の名称	倉敷市長
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	健康福祉部国民健康保険課、児島保健福祉センター国保介護課、 玉島保健福祉センター国保介護課、水島保健福祉センター国保介 護課、玉島保健福祉センター真備保健福祉課、船穂支所市民税務 係、茶屋町支所市民係、庄支所市民係
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険収納業務に係る事務に利用する。
記録項目	<ul> <li>&lt; 宛名番号、2 個人番号、3 法人番号、4 世帯番号、5 氏名情報、6 生年月日、7 性別、8 続柄、9 住民となった年月日、10 住民となった届出年月日、7 性別、8 続柄、9 住民となった年月日、10 住民となった届出年月日、11 住民となった事由、12 住民区分、13 世帯主情報、14 現住所情報、15 住所を定めた年月日、16 住所を定めた届出年月日、17 前住所情報、18 転入元住所情報、19 転出先住所情報、20 消除情報、21 国籍、22 在留力一ド等の番号、23 在留資格情報、20 消除情報、21 国籍、22 在留力一ド等の番号、23 在留資格情報、24 通称、25 処理停止情報、36 破産管財人情報、37 破産管財人情報、31 配事情報、32 回座情報、36 破産管財人履歴情報、35 口座情報</li> <li>&lt; 調定情報〉</li> <li>1 税目、2 賦課年度、3 相当年度、4 調定額、5 納期限、6 賦果、34 破産管財人履歴情報、35 口座情報</li> <li>1 最終収入日、12 本料調定額、13 本料収入額、14 本料過誤納額、11 最終収入日、12 本料調定額、13 本料収入額、14 本料過誤納額、18 延滞金調定額、19 延滞金未納額、27 延滞金被充当予定額、22 延滞金未納額、23 延滞金過誤納額、24 避滞金被充当予定額、22 延滞金未納額、23 延滞金過誤納額、24 避滞金被充当方定額、22 延滞金未納額、33 振替金額、34 口提出、18 延滞金報行日、32 口座振替区分、30 延滞金、34 口振初、18 延滞金、35 口座振替日、36 変更納期限、37 催告書番号</li> <li>( 消込情報〉</li> <li>1 税目、2 賦課年度、3 相当年度、4 納付義務者番号、5 分納回数、6 期月通知書番号、7 領収日、8 収入日、9 納付区分、10 収納循別、11 消込金額、12 消込本料額、13 消込延滞金、14 確定延滞金、15 未確定延滞金、16 消込処理情報、17 仮消込情報、18 仮消込エラー情報</li> <li>( 履歴情報〉</li> <li>1 國歷情報、2 消込履歴情報、6 還付履歴情報、4 過誤納情報、6 環歷情報、5 充当履歴情報、7 滞終調定情報、7 滞終調定情報、7 準終不足情報、9 控除不足情報、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</li></ul>
記録範囲	国民健康保険被保険者及びその世帯員となりうる者
記録情報の収集方法	被保険者等からの申請書等の受領、国民健康保険収納業務に必要な情報の保有機関(倉敷市長、他自治体、岡山県国保連合会、金融機関、医療保険者、国等)への照会または提供を受けることによる。
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	岡山県国保連合会、金融機関、国・県、公的機関

開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号
	倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>令第21条第7項に該当するファイル</li><li>☑有 □無</li></ul>
行政機関等匿名加工情報の提案の募 集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受 ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要 作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及	
び所在地 作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨備 考	